第三者評価共通評価基準（児童自立支援施設解説版）改定について（新旧対照表）

別添４－１

| 改正後 | 現行 |
| --- | --- |
| **Ⅰ　支援の基本方針と組織**  Ⅰ―１　理念・基本方針  Ⅰ―１―（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。  1　Ⅰ―１―（１）―①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「ｃ」評価とします。  （略） | **Ⅰ　支援の基本方針と組織**  Ⅰ―１　理念・基本方針  Ⅰ―１―（１）　理念、基本方針が確立・周知されている。  1　Ⅰ―１―（1）―①　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「C」評価とします。  （略） |
| Ⅰ―２　経営状況の把握  Ⅰ―２―（1）　経営環境の変化等に適切に対応している。  2　Ⅰ―２―（1）―①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。  （３）評価の留意点  （略）  ○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「4 Ⅰ―３―（1）―①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。 | Ⅰ―２　経営状況の把握  Ⅰ―２―(１)　経営環境の変化等に適切に対応している。  2　Ⅰ―２―（1）―①　施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （新設）  （３）評価の留意点  （略）  ○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「Ⅰ―３―（1）―①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。 |
| 3　Ⅰ―２―（１）―②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○2 Ⅰ―２―（1）―① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（2 Ⅰ―２―（1）―①が「ｃ」評価の場合）は、「ｃ」評価とします。  ○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、4 Ⅰ―３―(１)―①で評価します。 | 3　Ⅰ―２―（1）―②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○Ⅰ―２―（１）―① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（Ⅰ―２―（1）―①が「ｃ」評価の場合）は、「ｃ」評価とします。  ○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、Ⅰ―３―(１)―①で評価します。 |
| Ⅰ―３　事業計画の策定  Ⅰ―３―（1）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。  4　Ⅰ―３―（1）―①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分で、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。  （社会的養護共通）  ○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。  （児童自立支援施設）  ○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた医療との連携強化や心理療法担当職員の配置強化、退所した子どもに対するアフターケアの強化、一時保護された子どもの受け入れ等が考えられます。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （児童自立支援施設）  ○公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。 | Ⅰ―３　事業計画の策定  Ⅰ―３―（1）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。  4　Ⅰ―３―（1）―①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （新設）  （新設）  （新設）  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。 |
| 5　Ⅰ―３―（1）―②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○中・長期計画が策定されていない場合（4 Ⅰ―３―(１)―①が「ｃ評価」の場合）は、「ｃ」評価とします。 | 5　Ⅰ―３―（1）―②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○中・長期計画が策定されていない場合（Ⅰ―３―(１)―①が「ｃ評価」の場合）は、「ｃ」評価とします。 |
| Ⅰ―３―（2）　事業計画が適切に策定されている。  6　Ⅰ―３―（2）―①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。  （３）評価の留意点  （略） | Ⅰ―３―（2）　事業計画が適切に策定されている。  6　Ⅰ―３―（2）―①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。  （３）評価の留意点  （略） |
| 7　Ⅰ―３―（2）―②　事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （5種別共通）  ○事業計画は、基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。  （児童自立支援施設）  ○事業計画の主な内容とは、支援（提供される生活や教育・医療、アフタ―ケアなどの具体的な支援内容や行事計画等）、施設・設備を含む居住環境の整備（施設の改修や備品購入の予定等）等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （児童自立支援施設）  ○たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。  （略）  （児童自立支援施設）  ○被虐待児の保護者など関係構築が難しいケ―スもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。  （略） | 7　Ⅰ―３―（2）―②　事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  ○事業計画は、子どもや保護者等への支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。  ○事業計画の主な内容とは、支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （新設）  （略）  （新設）  （略） |
| Ⅰ―４　支援の質の向上への組織的・計画的な取組  Ⅰ―４―（1）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。  （略） | １―４　支援の質の向上への組織的・計画的な取り組み  Ⅰ―４―（1）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。  （略） |
| **Ⅱ　施設の運営管理**  Ⅱ―１　施設長の責任とリ―ダ―シップ  Ⅱ―１―（1）　施設長の責任が明確にされている。  （略） | **Ⅱ　施設の運営管理**  Ⅱ―１　施設長の責任とリ―ダ―シップ  Ⅱ―１―（1）　施設長の責任が明確にされている。  （略） |
| Ⅱ―１―（2）　施設長のリ―ダ―シップが発揮されている。  12　Ⅱ―１―（2）―①　支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （社会的養護共通）  □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （社会的養護共通）  ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。  （略） | Ⅱ―１―（2）　施設長のリ―ダ―シップが発揮されている。  12　Ⅱ―１―（2）―①　支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （5種別共通）  □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （5種別共通）  ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。  （略） |
| 13　Ⅱ―１―（2）―②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。  （略） | 13　Ⅱ―１―（2）―②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。  （略） |
| Ⅱ―２　福祉人材の確保・育成  Ⅱ―２―（1）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。  14　Ⅱ―２―（1）―①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （社会的養護共通）  □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅱ―２　福祉人材の確保・育成  Ⅱ―２―（1）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。  14　Ⅱ―２―（1）―①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （5種別共通）  □各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切です。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| 15　Ⅱ―２―（1）―②　総合的な人事管理が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○能力開発（育成）における、目標管理制度については17 Ⅱ―２―(３)―①、教育・研修制度については18 Ⅱ―２―(３)―②、19 Ⅱ―２―(３)―③で評価します。 | 15　Ⅱ―２―（1）―②　総合的な人事管理が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはⅡ―２―(３)―①、教育・研修制度についてはⅡ―２―(３)―②、③で評価します。 |
| Ⅱ―２―（2）　職員の就業状況に配慮がなされている。  16　Ⅱ―２―（2）―①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （社会的養護共通）  ○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケ―スの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。 | Ⅱ―２―（2）　職員の就業状況に配慮がなされている。  16　Ⅱ―２―（2）―①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （新設）  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （5種別共通）  ○職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケ―スの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。 |
| Ⅱ―２―（3）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。  17　Ⅱ―２―（3）―①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サ―ビスの提供をし続けることが期待されます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅱ―２―（3）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。  17　Ⅱ―２―（3）―①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  ○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。  （２）趣旨・解説  （略）  （新設）  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| 18　Ⅱ―２―（3）―②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。  （略） | 18　Ⅱ―２―（3）―②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。  （略） |
| 19　Ⅱ―２―（3）―③　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （社会的養護共通）  □ス―パ―ビジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○ス―パ―ビジョンの体制として、  　　・定期的にテ―マを設定してス―パ―ビジョンを行う仕組みをつくる  　　・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる  　　・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する  　　・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる  　　といった取組が考えられます。  （３）評価の留意点  （略）  （社会的養護共通）  ○階層別研修では、教育･研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育･研修が設定されているか確認します。  （略） | 19　Ⅱ―２―（3）―③　職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （5種別共通）  □ス―パ―ビジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○ス―パ―ビジョンの体制として、  　　・定期的にテ―マを設定してス―パ―ビジョンを行う仕組みをつくる  　　・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる  　　・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する  　　・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させる  　　といった取組が考えられます。  （３）評価の留意点  （略）  （5種別共通）  ○階層別研修では、教育･研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育･研修が設定されているか確認します。  （略） |
| Ⅱ―２―（4）　実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  （略） | Ⅱ―２―（4）　実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。  （略） |
| Ⅱ―３　運営の透明性の確保  Ⅱ―３―（1）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。  21　Ⅱ―３―（1）―①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）    （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ―４―（３）「地域の福祉向上のための取組を行っている。」（26 27）で評価する事項が適切に公開されているか確認します。 | Ⅱ―３　運営の透明性の確保  Ⅱ―３―（1）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。  21　Ⅱ―３―（1）―①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ―４―（３）「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公開されているか確認します。 |
| 22　Ⅱ―３―（1）―②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  （略） | 22　Ⅱ―３―（1）―②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。  （略） |
| Ⅱ―４　地域との交流、地域貢献  Ⅱ―４―（1）　地域との関係が適切に確保されている。  23　Ⅱ―４―（1）―①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅱ―４　地域との交流、地域貢献  Ⅱ―４―（1）　地域との関係が適切に確保されている。  23　Ⅱ―４―（1）―①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。（但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。）  （３）評価の留意点  （略） |
| 24　Ⅱ―４―（1）―②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。  （略） | 24　Ⅱ―４―（1）―②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。  （略） |
| Ⅱ―４―（2）　関係機関との連携が確保されている。  25　Ⅱ―４―（2）―①　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （社会的養護共通）  ○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。  （略） | Ⅱ―４―（2）　関係機関との連携が確保されている。  25　Ⅱ―４―（2）―①　施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （5種別共通）  ○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、支援の記録や聞き取りなどから確認します。  （略） |
| Ⅱ―４―（3）　地域の福祉向上のための取組を行っている。  26　Ⅱ―４―（3）―①　地域の福祉ニ―ズ等を把握するための取組が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （社会的養護共通）  □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニ―ズの把握に努めている。  （5種別共通）  □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （社会的養護共通）  ○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。  （略）  （３）評価の留意点  （5種別共通）  ○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニ―ズを把握するとともに、把握したニ―ズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。  （略） | Ⅱ―４―（3）　地域の福祉向上のための取組を行っている。  26　Ⅱ―４―（3）―①　地域の福祉ニ―ズ等を把握するための取組が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  （新設）  （新設）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （新設）  （略）  （３）評価の留意点  （新設）  （略） |
| 27　Ⅱ―４―（3）―②　地域の福祉ニ―ズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。  （３）評価の留意点  （略）  ○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 Ⅱ―3―（1）―①で評価します。 | 27　Ⅱ―４―（3）―②　地域の福祉ニ―ズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。  （３）評価の留意点  （略）  ○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、Ⅱ―3―（1）―①で評価します。 |
| **Ⅲ　適切な支援の実施**  Ⅲ―１　子ども本位の支援  Ⅲ―１―（1）　子どもを尊重する姿勢が明示されている。  28　Ⅲ―１―（1）―①　子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。  （略） | **Ⅲ　適切な支援の実施**  Ⅲ―１　子ども本位の支援  Ⅲ―１―（1）　子どもを尊重する姿勢が明示されている。  28　Ⅲ―１―（1）―①　子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。  （略） |
| 29　Ⅲ―１―（1）―②　子どものプライバシ―保護に配慮した支援が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシ―保護には含みません。45 Ⅲ―2―(3)―②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。 | 29　Ⅲ―１―（1）―②　子どものプライバシ―保護に配慮した支援が行われている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  ○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシ―保護には含みません。Ⅲ―2―(3)―②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。 |
| Ⅲ―１―（2）　支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。  30　Ⅲ―１―（2）―①　子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。  （略） | Ⅲ―１―（2）　支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。  30　Ⅲ―１―（2）―①　子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。  （略） |
| 31　Ⅲ―１―（2）―②　支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○説明にあたっては、前評価基準（30 Ⅲ―１―(２)―①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。  （社会的養護共通）  ○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。  （３）評価の留意点  （略） | 31　Ⅲ―１―（2）―②　支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ―１―(２)―①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。  （5種別共通）  ○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。  （３）評価の留意点  （略） |
| 32　Ⅲ―１―（２）―③　支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフタ―ケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | 32　Ⅲ―１―（２）―③　支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフタ―ケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| Ⅲ―１―（3）　子どもの満足の向上に努めている。  33　Ⅲ―１―（3）―①　子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。  （社会的養護共通）  ○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。  （社会的養護共通）  ○施設における満足は、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅲ―１―（3）　子どもの満足の向上に努めている。  33　Ⅲ―１―（3）―①　子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。  （5種別共通）  ○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。  （5種別共通）  ○施設における満足は、支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| Ⅲ―１―（4）　子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。  34　Ⅲ―１―（4）―①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。  （略） | Ⅲ―１―（4）　子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。  34　Ⅲ―１―（4）―①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。  （略） |
| 35　Ⅲ―１―（4）―②　子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （社会的養護共通）  ○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。  （社会的養護共通）  ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。 | 35　Ⅲ―１―（4）―②　子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （5種別共通）  ○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。  （5種別共通）  ○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。  （5種別共通）  ○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。  （5種別共通）  ○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。 |
| 36　Ⅲ―１―（4）―③　子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （社会的養護共通）  ○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。 | 36　Ⅲ―１―（4）―③　子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （5種別共通）  ○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。 |
| Ⅲ―１―（5）　安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。  37　Ⅲ―１―（5）―①　安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。  （３）評価の留意点  （略）  ○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ―１―（５）―②」で評価します。  （社会的養護共通）  ○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。 | Ⅲ―１―（5）　安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。  37　Ⅲ―１―（5）―①　安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。  （３）評価の留意点  （略）  ○感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ―１―（５）―②」で評価します。  （児童自立支援施設）  ○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。 |
| 38　Ⅲ―１―（5）―②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。  （略） | 38　Ⅲ―１―（5）―②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。  （略） |
| 39　Ⅲ―１―（5）―③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。  （３）評価の留意点  （略） | 39　Ⅲ―１―（5）―③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○通所・訪問や子育て支援に関する事業など実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。  （３）評価の留意点  （略） |
| Ⅲ―２　支援の質の確保  Ⅲ―２―（1）　支援の標準的な実施方法が確立している。  40　Ⅲ―２―（1）―①　支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。  （３）評価の留意点  （略） | Ⅲ―２　支援の質の確保  Ⅲ―２―（1）　支援の標準的な実施方法が確立している。  40　Ⅲ―２―（1）―①　支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （児童自立支援施設）  ○支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。  （３）評価の留意点  （略） |
| 41　Ⅲ―２―（1）―②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （社会的養護共通）  ○見直しの時期は、少なくとも１年に１回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。 | 41　Ⅲ―２―（1）―②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （３）評価の留意点  （略）  （5種別共通）  ○見直しの時期は、少なくとも１年に１回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。 |
| Ⅲ―２―（2）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。  42　Ⅲ―２―（2）―①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケ―ス会議で合議して行うことが、大切です。  （社会的養護共通）  ○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。  （社会的養護共通）  ○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。  （略）  （社会的養護共通）  ○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。  （３）評価の留意点  （略） | Ⅲ―２―（2）　適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。  42　Ⅲ―２―（2）―①　アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケ―ス会議で合議して行うことが、大切です。  （5種別共通）  ○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。  （5種別共通）  ○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。  （略）  （5種別共通）  ○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。  （３）評価の留意点  （略） |
| 43　Ⅲ―２―（2）―②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （社会的養護共通）  ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。  （社会的養護共通）  ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。  （３）評価の留意点  （略） | 43　Ⅲ―２―（2）―②　定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  （5種別共通）  ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。  （5種別共通）  ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。  （３）評価の留意点  （略） |
| Ⅲ―２―（3）　支援の実施の記録が適切に行われている。  44　Ⅲ―２―（3）―①　子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。  （社会的養護共通）  ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。  （社会的養護共通）  ○記録の共有化の範囲やル―ルをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。  （略）  （３）評価の留意点  （略） | Ⅲ―２―（3）　支援の実施の記録が適切に行われている。  44　Ⅲ―２―（3）―①　子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。   |  | | --- | | 【判断基準】  （略） |   評価の着眼点  （略）  評価基準の考え方と評価の留意点  （１）目的  （略）  （２）趣旨・解説  （略）  ○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。  （5種別共通）  ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。  （5種別共通）  ○記録の共有化の範囲やル―ルをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。  （略）  （３）評価の留意点  （略） |
| 45　Ⅲ―２―(３)―②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。  （略） | 45　Ⅲ―２―(３)―②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。  （略） |